

# **三重県まん延防止等重点措置**

## **～県民の皆様の命と健康を守るために～**

### **【措置実施期間】**

**令和4年1月21日（金）～同年2月13日（日）**

### **【実施区域】三重県全域**

### **【特に重点措置を講じる区域（重点措置区域）】**

**<令和4年1月21日（金）～同年1月30日（日）>**

桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、四日市市、  
菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、津市、  
松阪市、多気町、明和町、大台町、伊勢市、鳥羽市、  
志摩市、玉城町、南伊勢町、度会町、大紀町、  
名張市、伊賀市

**<令和4年1月31日（月）～同年2月13日（日）>**

三重県全域

**令和4年1月20日**

**(令和4年1月28日一部変更)**

**三重県**

令和4年1月28日（金）、感染状況に鑑み、特に重点的に措置を講じる区域（重点措置区域）の見直しを行い、尾鷲、熊野両保健所管内の市町を追加し、県内全域を重点措置区域に変更しました。

## はじめに

令和4年1月に入り、感染者が急速に増加しています。1月2日（日）から8日（土）の1週間では感染者数が61人であったのに対し、翌週（1月9日（日）～15日（土））1週間では816人と10倍を超え、これまでにない急激な感染拡大となっています。

感染拡大を食い止めるため、「みえコロナガード」に基づき、1月8日（土）には「感染拡大防止アラート」を発動、1月12日（水）には「感染拡大阻止宣言」を発出しました。その後も感染者の増加が続き、さらに感染者が増加する見込みであることから、1月17日（月）政府に対し、「まん延防止等重点措置」の適用を要請し、1月19日（水）、政府対策本部会議において、本県への適用が決定されました。

デルタ株からの置き換わりが進んでいると考えられるオミクロン株については、重症化する割合が低いという報告もあるものの、今後感染者数が増加すれば、入院を必要とする人も増加し、新型コロナウイルス以外の通常医療を制限しなければならないほどの医療提供体制のひっ迫へとつながります。また、第5波においては感染者数がピークとなった後、重症者数が増加したことをふまえると、今後、重症者数が増加することも予測されます。

さらに、医療提供体制のひっ迫だけでなく、いわゆるエッセンシャルワーカーの皆様等で療養や自宅待機となる方が増加すれば、社会機能を維持することが困難となることも予測されます。

こうした状況を招かないよう、今、強い対策を行い感染拡大の波を低く、短く抑えていく必要があります。

一方で、新型コロナウイルスとの戦い方も分かりつつある中、社会経済活動を停滞させることなく、感染防止対策との両立を図る必要があります。例えば、感染リスクが高い会食の場面においても、食事中も会話をする際はマスクをする「マスク会食」を徹底するなどの対策をとることにより、感染リスクを下げることができます。県民の皆様、事業者の皆様がそれぞれ対策をしっかりと行うことができれば、感染拡大を防ぎながら、経済活動を続けることも可能であると考えています。

こうした状況をふまえ、本県における県民の皆様、事業者の皆様へのお願い、県としての取組を「三重県まん延防止等重点措置」としてとりまとめました。基本的な感染対策として継続的にお願いしている「三重県指針」ver.14と併せ、ご協力をお願いいいたします。

新型コロナウイルスとの戦いは2年を超える長期間となっています。これまでに厳しい措置により県民の皆様、事業者の皆様にご不便をおかけしている中、再びのお願いとなり大変心苦しい限りですが、救えるはずであった命が救えないという事態に陥らないようご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

県としても最大限の取組を行ってまいりますが、感染拡大を食い止めるためには、県民の皆様、事業者の皆様のご協力が不可欠です。ご自身やご家族、ご友人、周囲の大切な方々の命と健康を守るためにも、引き続き一緒に取組をお願いいたします。

令和4年1月20日  
三重県知事 一見 勝之

強化と記載のあるものは「感染拡大阻止宣言」から新たに要請、お願いをするものまたは強くお願いをするものです

## 1. 県民の皆様へ

### (移動・外出について)

**強化** ○重点措置区域において、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに入りしないでください。【特措法<sup>1</sup>第31条の6第2項に基づく協力要請】

**強化** ○混雑した場所や感染リスクが高い場所（密集、密閉、密接の1つでもあてはまる場所など）への外出や移動を避けてください。

### 【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

○混雑を緩和し、感染リスクを低減させるため、例えば買い物などは数日分まとめて買い物をするなど、外出機会を減らすための取組をお願いします。

### (県境を越える移動について)

○生活の維持に必要な場合等を除き、県境を越える移動は避けてください。

### 【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

**強化** ○特にまん延防止等重点措置区域等へは、通勤についても可能な限り在宅勤務（テレワーク）の活用などにより往来の機会の低減をお願いします<sup>2</sup>。

### (飲食の場面について)

**強化** ○「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は、感染のリスクが高まります。同一グループの同一テーブルでの会食は4人以下（介助や介護などが必要な場合を除く）としていただくようお願いします。また、少人数、短時間の飲食であっても、特に飛沫感染に注意するなど感染防止対策を徹底してください。

**強化** ○飲食時の感染リスク低減のため、「マスク会食」「黙食」を徹底してください

**強化** ○感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用は避けてください。

### 【以上について、特措法第24条第9項に基づく協力要請】

○会食の際は、感染防止対策の認証制度である「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」認証店の利用をお願いします。

### (基本的な感染防止対策について)

○マスクの正しい着用、手指消毒・手洗い、換気といった基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

○体調に異変を感じた場合は、出勤や通学などの外出や人との接触を避けるとともに、家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用するなど対策をお願いします。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談してください。かかりつけ医が無い場合や相談先に迷う場合は、「受診・相談センター」に相談してください。

<sup>1</sup> 新型インフルエンザ等対策特別措置法。なお、特に記載のない事項については、三重県感染症対策条例第11条第1項に基づき協力をお願いするものです。（「2.県外の皆様へ」を除く）

<sup>2</sup> 緊急事態宣言が発出された場合はその区域も含む

○無症状でも感染の不安がある場合は検査を受けていただくようお願いします<sup>3</sup>。

### 【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

## 2. 県外の皆様へ

○生活の維持に必要な場合等を除き三重県への移動を避けていただくようご協力をお願いします。

## 3. 事業者の皆様へ

### 【重点措置区域の事業者の皆様へ】

**強化** ○以下の施設について、下記のとおり営業時間の短縮等を要請します。

#### <対象施設>

- ・飲食店（宅配・テイクアウトを除く）
- ・遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている飲食を主として業としていない店舗（カラオケ店など）及び飲食店（バーなど）
- ・食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている結婚式場等（ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）において披露宴等を行う場合を含む）

#### <要請内容>

- ・感染防止対策の認証制度である「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしんみえリア』」認証店は、営業時間を 21 時まで（酒類の提供は可能）、または営業時間を 20 時までとし酒類の提供を行わない（利用者による酒類の店内持込を含む） よう要請します。
- ・上記以外の店舗（「あんしん みえリア」の認証を受けていない店舗）は、営業時間を 20 時までとし、酒類の提供を行わない（利用者による酒類の店内持込を含む） よう要請します。

### 【以上について、特措法第 31 条の 6 第 1 項に基づく要請<sup>4</sup>】

※感染状況に鑑み、ワクチン・検査パッケージ、全員検査による人数制限の緩和は行わないこととします。

非認証店	認証店
<ul style="list-style-type: none"><li>・営業時間を 20 時まで</li><li>・酒類の提供を行わない</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・営業時間を 21 時まで（酒類提供は可能）</li><li>・営業時間を 20 時まで</li><li>・酒類の提供を行わない</li></ul> <div style="text-align: right;"><b>どちらかを選択</b></div>

<sup>3</sup> 三重県では無料での検査を実施しています。詳しくは県ホームページでご確認ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>

<sup>4</sup> 特措法第 31 条の 6 第 1 項に基づく営業時間短縮要請に正当な理由なく応じていただけない場合は、同法第 31 条の 6 第 3 項に基づき命令を行うことがあります。なお、命令に違反した場合は罰則（20 万円以下の過料）があります。

- 強化** ○特措法施行令第11条第1項に規定する施設のうち、特に大規模な集客施設（劇場・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）・運動施設・遊興施設・物品販売業・サービス業（生活必需物資、サービスを除く）等）においては、「入場をする者の整理等」、「入場をする者に対するマスクの着用の周知」、「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」、「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等特措法施行令第5条の5に規定される措置を実施してください。

※協力を要請する施設の詳細は別紙1を参照

【特措法第31条の6第1項に基づく協力要請】

## 【すべての事業者の皆様へ】

（感染防止対策について）

- 業種ごとに作成されている感染拡大予防ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底してください。
- 食事や休憩、勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面、寮における共同生活、休暇中など勤務時間外も含め、従業員に対し、感染防止対策について周知・徹底してください。
- 普段から従業員の健康管理に留意するとともに、従業員が体調不良を申し出やすい環境づくりや、体調不良の従業員は早期に帰宅させ、受診を勧めるといった「広げない」ための対策をお願いします。

- 強化** ○外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等の皆様におかれましては、生活様式や文化の違いなども考慮した感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知をお願いします。多言語や、やさしい日本語での感染防止対策等の情報については、三重県ホームページ、三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」や、厚生労働省、内閣官房ホームページなどにも掲載されていますので、参考としてください。

【以上について、特措法第24条第9項に基づく協力要請】

- ローテーション勤務や時差出勤、自転車通勤、オンライン会議ツールの活用等、接触機会低減の取組に加え、人流抑制に向け、地域や業務の特性もふまえ在宅勤務（テレワーク）の推進や休暇取得の促進等により、出勤者の削減に取り組んでください。

- 強化** ○特に重症化リスクのある方（高齢者や基礎疾患有する方等）、妊娠している方やそのご家族などを雇用されている場合は、本人の申し出等をふまえ、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮をお願いします。

- 県外への出張等については業務上不可欠な場合を除き、オンライン会議等のツールの活用をお願いします。特に、まん延防止等重点措置区域等<sup>5</sup>への出張等については、人の移動を伴わず目的を達成できないか今一度検討をお願いします。

---

<sup>5</sup> 緊急事態宣言が発出された場合はその区域も含む

- 強化** ○感染者の急増に伴う療養者等の増加により、事業活動が低下しないよう、事業継続計画等を活用した対応をお願いします。
- 強化** ○ワクチン追加接種（3回目）促進のため、従業員等がワクチン接種を受けやすいよう、勤務体制等の配慮をお願いします。
- 強化** ○初回接種（1回目・2回目）で職域接種により従業員等への接種を実施した事業者については、追加接種についても職域接種の活用を検討してください。

#### （飲食店等について）

- 強化** ○飲食店等<sup>6</sup>において同一グループの同一テーブルでの利用は4人以下（介助や介護などが必要な場合を除く）としてください。

#### 【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

- 強化** ○飲食店等において「入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導」、「発熱している方や感染防止対策（マスク、手指消毒など）を行わない方の入場を避けていただく」「アクリル板の設置や座席間隔の確保など飛沫感染防止の措置」「手指消毒の徹底」「マスク着用の呼びかけ」「換気の徹底」といった特措法施行令第5条の5各号に掲げられた感染防止対策の実施をお願いします。
- 飲食店や観光施設においては、お客様の安心を確保するために、感染防止対策の認証制度である「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」の積極的な活用をお願いいたします。また、併せて県の接触確認システムである「安心みえるLINE」の活用促進をお願いします。

## 4. イベント開催について

- 強化** ○県内で開催されるイベントについては、三重県指針「ver.14」別冊（令和4年1月20日改定）の要件に沿った開催を要請します。

#### 【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

※感染状況に鑑み、ワクチン・検査パッケージ、全員検査による人数制限の緩和は行わないこととします。

---

<sup>6</sup> 飲食店（宅配・テイクアウトを除く）、遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている飲食を主として業としていない店舗（カラオケ店など）及び飲食店（バーなど）、食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている結婚式場等（ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）において披露宴等を行う場合を含む）

## **5. 偏見や差別の根絶について**

- 感染された方やそのご家族、仕事や通勤等やむを得ない事情で県外から来県される方、治療にあたっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方などあらゆる人が差別や偏見にさらされることがないよう、偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- 感覚過敏、発達障がい、皮膚や呼吸器の病気など、さまざまな事情によりマスクの着用が困難な場合もありますので、マスク等を着用していない方への偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、職場や周りの方などの接種を強制することや、接種を受けていない人に対する誹謗中傷、偏見や差別につながる行為は絶対に行わないでください。

## 別紙1 協力を要請する施設

(建築物の床面積が1,000平方メートルを超える施設に限る)

施設の種類	施設例
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等
集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等
ホテル等	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)
博物館等	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等
運動施設及び遊技場	体育館、スケート場、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、屋内・屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ、テーマパーク、遊園地、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 等
物品販売業を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等
サービス業を営む店舗	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等

## 【新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口】

### ◆発熱等の症状がある方の相談窓口

- (1)まずは、かかりつけ医等の身近な医療機関に、電話でご相談ください。
- (2)相談する医療機関に迷う場合は、受診・相談センターへご相談ください。

#### <受診・相談センター>

受診・相談センターでも受診できる医療機関を紹介しています。

9時から21時まで(土曜日・日曜日・祝日を含む)

桑名保健所	松阪保健所	尾鷲保健所
0594-24-3619	0598-50-0518	0597-23-3456
鈴鹿保健所	伊勢保健所	熊野保健所
059-392-5010	0596-27-5140	0597-89-6161
津保健所	伊賀保健所	四日市市保健所
059-223-5345	0595-24-8050	059-352-0594

21時から翌9時までは、

三重県救急医療情報センター(059-229-1199)にお問い合わせください。

※電話での相談が難しい場合は、メール(covidan@pref.mie.lg.jp)またはFAX(059-224-2558)でご相談ください。

### ◆新型コロナウイルスに関する一般的な相談

三重県医療保健部感染症対策課 059-224-2339(専用回線)

国(厚生労働省) フリーダイヤル 0120-565653

### ◆ワクチン接種に関する相談

・みえ新型コロナワクチン接種ホットライン

**059-224-2825**

※9時から21時まで(土曜日・日曜日・祝日を含む)

※電話での相談が難しい場合は、メール(vaccine@pref.mie.lg.jp)

またはFAX(059-224-2344)でご相談ください。

・夜間窓口

**050-3185-7947 (AI 音声技術による自動応答)**

※21時から翌9時まで(土曜日・日曜日・祝日を含む)

・新型コロナワクチン副反応相談窓口

**059-224-3326**

※24時間対応(夜間、土曜日、日曜日、祝日を含む)

※対応言語(日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語)